

令和3年第18回

美幌町農業委員会総会議事録

令和3年9月27日 1日間 第全号

美 幌 町 農 業 委 員 会

1. 開催日時 令和3年9月27日(月) 午後1時30分から午後2時30分

2. 開催場所 美幌町議会議事堂

3. 出席委員は次のとおりである。(18人)

	1番	日並一三君		2番	齋藤一男君
	3番	梅津幸一君	農地部会長	4番	寺本恵二君
	5番	安藤良司君		6番	高崎利彦君
	7番	山岸洋文君		8番	武田透君
	9番	中川誓子君	農地副部会長	10番	小林寿美君
振興部会長	12番	小泉豊和君		13番	石田力司君
職務代理	14番	日並洋君	振興副部会長	15番	中村寿恵子君
	16番	佃徹君		17番	田村秀司君
	19番	鎌仲照幸君	会長	20番	千葉正美君

4. 農業委員会事務局職員は次のとおりである。(4人)

事務局長	田中三智雄君	主査	矢野豊君
主事補	仲紅美君	臨時筆生	寺田裕子君

議 事 日 程

令和3年第18回 美幌町農業委員会総会
令和3年9月27日 午後1時30分開会

- | | | |
|----------|--------|--|
| 日 程 第 1 | | 議事録署名委員及び総会書記の指名について |
| 日 程 第 2 | | 諸般の報告について |
| 日 程 第 3 | | 会期の決定について |
| 日 程 第 4 | | 会務報告について |
| 日 程 第 5 | 報告第34号 | 農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について |
| 日 程 第 6 | 議案第72号 | 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について |
| 日 程 第 7 | 議案第73号 | 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用利用集積計画(案)の決定について |
| 日 程 第 8 | 議案第74号 | 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日 程 第 9 | 議案第75号 | 現況証明願について |
| 日 程 第 10 | 議案第76号 | 農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について |

会 長	ご苦労様です。
局 長	本日の出席委員は18名でございます。定足数に達しており総会は成立しておりますので只今より令和3年第18回美幌町農業委員会総会を開会致します。議長につきましては美幌町農業委員会総会会議規則第10条の規定により会長が務めることとなっておりますので議事進行につきましては千葉会長にお願い致します。
議 長	これより、議事に入ります。
議 長	日程第1、「議事録署名委員及び総会書記の指名について」。議事録署名委員は総会会議規則第21条の規定により議長において指名致します。議事録署名委員は議席番号19番 鎌仲委員、同じく議席番号1番 日並一三委員を指名致します。なお、本日の総会書記には事務局職員の矢野主査と仲主事補を指名致します。
議 長	日程第2、「諸般の報告について」は事務局長より報告させます。
局 長	諸般の報告を申し上げます。本日の会議に付議されます案件はお手元に配布しております議事日程のとおり報告1件、議案5件となっております。朗読につきましては省略させていただきます。なお、議席番号11番 重清委員、同じく議席番号18番 木村委員、本日欠席の旨、届け出がありました。以上で諸般の報告を終わります。
議 長	日程第3、「会期の決定について」は付議、案件数から見て本日1日間と致したいと思いますがご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、会期は本日1日間と決定致します。
議 長	日程第4、「会務報告について」は議案2ページに記載のとおりであります。以上で会務報告を終わります。
議 長	何かご質問はございませんか。 (「なし」の声)
議 長	ないようですので「会務報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第5、報告第34号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」を議題と致します。
事 務 局	今月の農地法第6条第1項に基づく定期報告につきましては議案3ページの3法人でございます。 【議案に基づき説明】 以上の法人につきましては形態要件、事業要件、構成員要件、業務執行役員要件の全てを満たすものと確認いたしましたので報告致します。よろしくお願ひ致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)

議 長	ご異議なしと認め、報告第34号「農地法第6条第1項の規定による農地所有適格法人の要件確認結果の報告について」は承認することに決定を致します。
議 長	日程第6、議案第72号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」を議題と致します。 内容番号35号。
事 務 局	内容番号35号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地を賃貸人が他者に売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、契約期間は平成22年4月20日から令和12年4月19日までの20年間、合意解約年月日は令和3年8月13日、土地引渡日は令和3年8月13日でございます。 以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号35号は適当と認めます。 内容番号36号。
事 務 局	内容番号36号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地を賃貸人が他者に賃貸するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。契約期間は平成29年4月1日から令和4年3月31日までの5年間、合意解約年月日は令和3年8月20日、土地引渡日は令和3年8月20日でございます。 以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。 (「異議なし」の声)
議 長	ご異議なしと認め、内容番号36号は適当と認めます。 内容番号37号。
事 務 局	内容番号37号についてご説明致します。本件は農業経営基盤強化促進法で賃貸していた農地を賃貸人が他者に賃貸するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案6ページをご覧ください。契約期間は令和1年11月26日から令和3年11月30日までの2年間、合意解約年月日は令和3年9月7日、土地引渡日は令和3年9月7日でございます。 以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。
議 長	ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号37号は適当と認めます。
内容番号38号。

事 務 局

内容番号38号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地を賃貸人が他者に売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案6ページをご覧ください。契約期間は平成31年1月25日から令和6年1月24日までの5年間、合意解約年月日は令和3年9月1日、土地引渡日は令和3年9月1日でございます。

以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号38号は適当と認めます。
内容番号39号。

事 務 局

内容番号39号についてご説明致します。本件は農地法第3条で賃貸していた農地を賃貸人が他者に売買するため合意解約するものでございます。賃貸人は〇〇の〇〇さん、賃借人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、契約期間は平成30年12月21日から令和5年12月20日までの5年間、合意解約年月日は令和3年9月1日、土地引渡日は令和3年9月1日でございます。

以上、本件は合意解約日と土地引き渡し日が同一のため、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので賃貸借の解約が成立していると考えられます。ご審議のほどよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号39号は適当と認めます。
議案第72号「農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の成立状況の確認について」は適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第7、議案第73号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。
内容番号113号。

事 務 局

今月の案件は全21件で内容につきましては農業公社からの売渡が12件、農業公社への売渡が2件、再貸付が7件となっております。

それでは内容番号113号についてご説明致します。参考資料は2ページをご覧ください。本件は農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年9月28日、代金の支払期限は令和3年11月26日、利用調整日は令和3年9月22日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

12 番

内容番号113号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは法人化され、玉ねぎと小麦を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号113号は適当と認めます。
内容番号114号。なお、内容番号114号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

事 務 局

内容番号114号についてご説明致します。参考資料は3ページをご覧願ひします。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年9月28日、代金の支払期限は令和3年11月26日、利用調整日は令和3年9月22日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

6 番

内容番号114号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族3人で玉ねぎと大豆を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号114号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議 長

内容番号115号。

事 務 局

内容番号115号についてご説明致します。参考資料は4ページをご覧願ひします。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年9月28日、代金の支払期限は令和3年11月26日、利用調整日は令和3年9月22日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17 番

内容番号115号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族2人で畑作3品と金時を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひ致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号115号は適当と認めます。
内容番号116号。

事 務 局

内容番号116号についてご説明致します。参考資料は5ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案15ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年9月28日、代金の支払期限は令和3年11月26日、利用調整日は令和3年9月22日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

4 番

内容番号116号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんに5年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、玉ねぎ、人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号116号は適当と認めます。
内容番号117号。

事 務 局

内容番号117号についてご説明致します。参考資料は6ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年9月28日、代金の支払期限は令和3年11月26日、利用調整日は令和3年9月22日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

17 番

内容番号117号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが5年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族2人で小麦、甜菜、豆類、人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号117号は適当と認めます。
内容番号118号。

事 務 局

内容番号118号についてご説明致します。参考資料は7ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は

〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案15ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年9月28日、代金の支払期限は令和3年11月26日、利用調整日は令和3年9月22日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号118号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族4人で畑作4品と玉ねぎを作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号118号は適当と認めます。
内容番号119号。

事 務 局

内容番号119号についてご説明致します。参考資料は8ページをご覧ください。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案15ページをご覧ください。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年9月28日、代金の支払期限は令和3年11月26日、利用調整日は令和3年9月22日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号119号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件も〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族3人で畑作4品を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号119号は適当と認めます。
内容番号120号。

事 務 局

内容番号120号についてご説明致します。参考資料は9ページをご覧ください。本件も農業公社からの売渡案件です。所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年9月28日、代金の支払期限は令和3年11月26日、利用調整日は令和3年9月22日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号120号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件も〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族2人で畑作3品と人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号120号は適当と認めます。
内容番号121号。

事 務 局

内容番号121号についてご説明致します。参考資料は10ページと11ページをご覧願います。本件は先の議案第72号 内容番号38号で合意解約した農地で先月の8月総会で買入協議要請を行った農業公社への売渡案件でございます。

所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案16ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年9月28日、代金の支払期限は令和3年11月12日、利用調整日は令和3年9月9日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

8 番

内容番号121号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇の〇〇さんが所有する農地を処分するために農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さんが借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号121号は適当と認めます。
内容番号122号。

事 務 局

内容番号122号についてご説明致します。参考資料は12ページをご覧願います。本件は先の議案第72号 内容番号39号で合意解約した農地で先月の8月総会で買入協議要請を行った農業公社への売渡案件でございます。

所有権の移転をする者は〇〇の〇〇さん、所有権の移転を受ける者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案16ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年9月28日、代金の支払期限は令和3年11月12日、利用調整日は令和3年9月9日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10 番

内容番号122号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇の〇〇さんが所有する農地を処分するために農業公社に売買するものです。なお、この農地はあっせん調整の結果、〇〇の〇〇さん、〇〇の〇〇さんがそれぞれ借受する予定となっておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号122号は適当と認めます。
内容番号123号。

事務局

内容番号123号についてご説明致します。参考資料は13ページをご覧願います。本件は農業公社からの売渡案件です。

所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案16ページをご覧願います。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年9月28日、代金の支払期限は令和3年11月26日、利用調整日は令和3年9月22日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10番

内容番号123号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸し、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族4人で畑作3品を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号123号は適当と認めます。

内容番号124号。

事務局

内容番号124号についてご説明致します。参考資料は14ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。

所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年9月28日、代金の支払期限は令和3年11月26日、利用調整日は令和3年9月22日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

10番

内容番号124号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件も〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸し、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族4人で畑作3品を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議長

ご異議なしと認め、内容番号124号は適当と認めます。

内容番号125号。

事務局

内容番号125号についてご説明致します。参考資料は15ページをご覧願います。本件も農業公社からの売渡案件です。

所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年9月28日、代金の支払期限は令和3年11月26日、利用調整日は令和3年9月22日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

- 13 番 内容番号125号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件も〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族3人で畑作3品を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。
- 議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号125号は適当と認めます。
内容番号126号。
- 事務局 内容番号126号についてご説明致します。参考資料は16ページをご覧願ひします。
本件も農業公社からの売渡案件です。
所有権の移転をする者は札幌市の公益財団法人北海道農業公社、所有権の移転を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案17ページをご覧願ひします。売買価格は議案記載のとおりで、所有権の移転時期は令和3年9月28日、代金の支払期限は令和3年11月26日、利用調整日は令和3年9月22日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。
- 13 番 内容番号126号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件も〇〇さんが農業公社に売買した農地を〇〇さんが10年間賃貸していましたが、今回、期間満了により売買するものです。〇〇さんは家族5人で酪農のほか小麦、甜菜を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひします。
- 議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)
- 議 長 ご異議なしと認め、内容番号126号は適当と認めます。
内容番号127号から128号は関連がございますので一括上程致します。
- 事務局 内容番号127号から128号につきまして一括ご説明致します。参考資料は17ページをご覧願ひします。本件は期間満了に伴う再貸付案件でございます。
利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年9月28日から令和8年9月30日までの5年間、利用調整日は令和3年9月2日でございます。内容番号127号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。内容番号128号についてご説明致します。利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願ひ致します。
- 17 番 内容番号127号と128号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは家族3人で畑作3品を、〇〇さんは家族3人で畑作4品を作付けされ、それぞれ意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひ致します。
- 議 長 ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号127号から128号は適当と認めます。
内容番号129号。

事 務 局

内容番号129号についてご説明致します。参考資料は18ページをご覧願います。
本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん
でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のと
おりで、賃貸期間は令和3年9月28日から令和8年9月30日までの5年間、利用調整
日は令和3年9月2日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業
経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容
につきましては担当委員さんよりお願い致します。

19 番

内容番号129号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更
新するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、甜菜、金時、人参、キャベツを作付けさ
れ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号129号は適当と認めます。
内容番号130号から131号は関連がございますので一括上程致します。

事 務 局

内容番号130号から131号について一括ご説明致します。参考資料は19ページ
をご覧願います。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。

利用権の設定を受けるものは〇〇の〇〇さん、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸
期間は令和3年9月28日から令和8年9月30日までの5年間、利用調整日は令和3
年9月8日でございます。内容番号130号についてご説明致します。利用権の設定を
する者は〇〇の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で
ございます。内容番号131号についてご説明致します。利用権の設定をする者は〇〇
の〇〇さん、土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡でございます。
以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の
各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願
い致します。

4 番

内容番号130号と131号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更
新、さらに元々住宅が建築されていた宅地は賃貸面積から除外しておりましたが、現在
は農地となっているため、面積で939㎡も契約に加えることを、双方に確認しており
ます。〇〇さんは家族4人で小麦、甜菜、人参を作付けするほか、肉牛を飼育し、意欲
的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号130号から131号は適当と認めます。
内容番号132号。

事 務 局

内容番号132号についてご説明致します。参考資料は20ページをご覧願います。
本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さん

でございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年9月28日から令和8年9月30日までの5年間、利用調整日は令和3年8月31日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

19 番

内容番号132号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、貸手の〇〇さんから農地の南側の一部、面積で約500㎡については更新から外してほしい意向があり、〇〇さんに伝えたところ承諾されております。〇〇さんは家族4人で小麦、甜菜、玉ねぎ、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひ致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号132号は適当と認めます。

内容番号133号。なお、内容番号133号につきましては〇〇委員が当事者となっておりますので農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定に基づき「議事参与の制限」により、〇〇委員には当該事案の開始から終了まで退席をお願い致します。

(〇〇委員 退席)

事 務 局

内容番号133号についてご説明致します。参考資料は21ページをご覧ください。本件も期間満了に伴う再貸付案件でございます。

利用権の設定をする者は〇〇の〇〇さん、利用権の設定を受ける者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、賃貸借料は議案記載のとおりで、賃貸期間は令和3年9月28日から令和8年9月30日までの5年間、利用調整日は令和3年8月31日でございます。以上の計画の内容は経営面積・従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。その他の内容につきましては担当委員さんよりお願い致します。

4 番

内容番号133号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は期間満了に伴う再貸付案件で双方の意向を確認したところ、同じ条件で更新するものです。〇〇さんは小麦、甜菜、金時、人参を作付けし、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願ひ致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号133号は適当と認めます。

(〇〇委員 入席)

議 長

議案第73号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画(案)の決定について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第8、議案第74号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。

内容番号43号。

事 務 局

内容番号43号についてご説明致します。参考資料は23ページをご覧ください。本

件は先の議案第72号 内容番号36号で合意解約した農地で新規の賃貸借案件でございます。

貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から5年間、賃貸価格は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料24ページの調査票にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

3 番

内容番号43号につきましては只今事務局の説明のとおりです。

この案件は〇〇さんから〇〇さんへ借受人を変更するものです。〇〇さんは複数戸法人で畑作3品、玉ねぎ、人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを9月2日、日並委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号43号は適当と認めます。
内容番号44号。

事 務 局

内容番号44号についてご説明致します。参考資料は25ページをご覧ください。本件は先の議案第72号 内容番号37号で合意解約した農地で新規の賃貸借案件でございます。貸付人は〇〇の〇〇さん、借受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案20ページをご覧ください。申請理由は賃貸借、貸借期間は許可日から3年間、賃貸価格は議案記載のとおりで、権利の種別は賃貸借権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も超えております。参考資料26ページの調査票にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

17 番

内容番号44号につきましては只今事務局説明のとおりです。

この案件は〇〇さんから〇〇さんへ借受人を変更するものです。〇〇さんは家族3人で小麦、玉葱、人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります、法第3条第2項各号要件に該当しないことを9月8日、寺本委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号44号は適当と認めます。
内容番号45号。

事 務 局

内容番号45号についてご説明致します。参考資料は27ページと28ページをご覧ください。本件は売買案件でございます。

譲渡人は〇〇の〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、申請理由は売買、売買価格は議案記載のとおりで、権利の種別は所有権でございます。以上、本件は取得後の全ての農地を利用すること、機械・労働力・技術・地域との関係も問題がなく農業委員会の定める下限面積も

超えております。参考資料29ページの調査票にあるとおり農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件のすべてを満たしており問題ないと考えます。その他の内容につきましては確認委員さんよりお願い致します。

5 番

内容番号45号につきましては只今事務局の説明のとおりです。
この案件は〇〇さんから隣接農地で耕作している〇〇さんに売買するものです。〇〇さんは家族4人で畑作3品と人参を作付けされ、意欲的に営農されておりますのでよろしくお願い致します。なお、農地法第3条の許可要件であります法第3条第2項各号要件に該当しないことを8月31日、石田委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願い致します。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号45号は適当と認めます。
議案第74号「農地法第3条の規定による許可申請について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。

議 長

日程第9、議案第75号「現況証明願について」を議題と致します。
内容番号24号。

事 務 局

内容番号24号についてご説明致します。参考資料は31ページをご覧いただけます。
願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

12 番

内容番号24号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この土地は現在、雑種地となっており、相当前から畑としては使われておらず農地・採草放牧地以外であることを8月31日、重清委員、佃委員とわたくしとで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長

ご異議なしと認め、内容番号24号は適当と認めます。
内容番号25号。

事 務 局

内容番号25号についてご説明致します。参考資料は32ページをご覧いただけます。
願出人及び所有者は〇〇の〇〇さんでございます。土地の所在地は〇〇番〇〇、面積は〇〇㎡、願出理由は土地地目変更登記のため、土地の利用状況につきましては確認委員さんよりお願い致します。

6 番

内容番号25号につきましては只今事務局説明のとおりです。
この土地は現在、宅地となっており相当前から畑としては使われておらず、農地・採草放牧地以外であることを9月12日、中村委員、梅津委員とわたくしで確認しておりますのでよろしくお願いいたします。

議 長

ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号25号は適当と認めます。 議案第75号「現況証明願について」は申請どおり適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>日程第10、議案第76号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」を議題と致します。 内容番号20号。</p>
事 務 局	<p>内容番号20号についてご説明致します。参考資料は34ページをご覧ください。 申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案24ページをご覧ください。利用調整の経過につきましては申出日が令和3年9月7日、利用調整を行った時期が令和3年9月7日から令和3年9月21日、利用調整に当たった者は美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号20号は適当と認めます。 内容番号21号。</p>
事 務 局	<p>内容番号21号についてご説明致します。参考資料は35ページをご覧ください。 申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案24ページをご覧ください。利用調整の経過につきましては申出日が令和3年9月7日、利用調整を行った時期が令和3年9月7日から令和3年9月21日、利用調整に当たった者は美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号21号は適当と認めます。 内容番号22号。</p>
事 務 局	<p>内容番号22号についてご説明致します。参考資料は36ページをご覧ください。 申出者は〇〇の〇〇さん、申請地は〇〇番〇〇他計〇〇筆、面積は合計〇〇㎡で、土地明細につきましては議案24ページをご覧ください。利用調整の経過につきましては申出日が令和3年9月7日、利用調整を行った時期が令和3年9月7日から令和3年9月21日、利用調整に当たった者は美幌町農業委員会、美幌町、公益財団法人北海道農業公社北見支所でございます。事務局からの説明は以上です。</p>
議 長	<p>ご異議ございませんか。</p> <p>(「異議なし」の声)</p>
議 長	<p>ご異議なしと認め、内容番号22号は適当と認めます。 議案第76号「農業経営基盤強化促進法第15条第4項の規定による農用地の買入協議要請について」は適当と認めることに決定を致します。</p>
議 長	<p>以上で全議案の審議を終了致しました。</p>

議 長

これもちまして第18回美幌町農業委員会総会を閉会致します。

ご苦労様でした。

閉会 午後2時30分